

平成 30 年度税制改正大綱の注目点(1)

1. 平成 30 年度税制改正大綱の注目点

平成 29 年 12 月 14 日に平成 30 年度税制改正大綱が公表されました。今回の大綱では、「デフレ脱却・経済再生」や「働き方の多様化への対応」が重要視されています。非上場企業の方々が目すべき項目としては次のものがあります。

デフレ脱却・経済再生

「生産性革命」の実現

所得拡大促進税制の改組

事業承継税制の拡充

中小企業経営者の円滑な世代交代を通じた

生産性向上

家計の安定的な資産形成の支援

NISA 等の利便性の向上

働き方の多様化への対応

給与所得控除から基礎控除への振替、

青色申告特別控除額の見直し

資産税のその他の見直し

小規模宅地等の特例の見直し

一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し

これらについて、今号ではデフレ脱却・経済再生の項目を、次号では働き方の多様化への対応、家計の安定的な資産形成の支援、資産税に係るその他の見直しをご説明します。

2. デフレ脱却・経済再生

(1) 「生産性革命」の実現

～ 所得拡大促進税制の拡充等

平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に、一定の賃上げや国内設備投資を行った企業については所得拡大促進税制の拡充等がなされます。

➤ 中小企業者等以外の青色申告法人では、新たに設備投資要件が追加されますが、一定の要件を満たせば、給与等支給増加額の 15% (現行: 10%) の税額控除ができるようになります。さらに、教育訓練費が一定割合増加したときは、税額控除額の上乗せがなされます (法人税額の 20% が限度)。

➤ 中小企業者等である青色申告法人については、賃上げ率が前期比 1.5% 以上のときに上記と同様の税額控除ができるようになります。さらに、賃上げ率が前期比 2.5% 以上であるとき、教育訓練費が前期比 10% 増加したときなどは、税額控除額の上乗せがなされます。

(2) 事業承継税制の拡充

平成 30 年 1 月 1 日から平成 39 年 12 月 31 日までの 10 年間、次のような要件等の緩和がなされます。

猶予対象の株式の制限撤廃

現行の事業承継税制では、一定の後継者が代表者から承継する非上場会社の株式を贈与・相続等により取得した場合の納税猶予の対象となる株式は発行済議決権株式総数の 3 分の 2 とされているものを全株対象とし、納税猶予割合は 100% (現行: 80%) に引き上げられます。

対象となる非上場株式の拡大

一定の後継者が代表者以外の者から贈与等により承継する非上場会社の株式についても、5 年以内に贈与税の申告期限が到来するものは特例対象となるよう見直されます。

雇用確保要件の弾力化

現行の事業承継税制では承継後も 5 年間平均 80% の雇用維持する要件がありますが、これを満たさない場合でも、その理由を都道府県に提出すれば良いなど、要件が弾力化されます。

経営環境変化に対応した減免制度の創設

直前の事業年度終了の日以前 3 年間のうち 2 年以上赤字または売上高減少など経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合に、特例継承期間経過後にその非上場株式の譲渡・合併による消滅・解散をするときは、納税猶予税額が免除されます。

複数人への承継に対象拡大

現行では対象が後継者 1 名とされていますが、これを複数名 (最大 3 名) への一定の承継に対象が拡大されます。

3. 家計の安定的な資産形成の支援

～ NISA 等の利便性の向上

(1) 非課税口座の開設手続の見直し

平成 31 年 1 月 1 日以後提出分から、非課税適用確認書の添付を要しない非課税口座簡易開設届出書の提出ができるようになります。

(2) 非課税期間終了時の特定口座への移管

NISA 等については、顧客の利便性向上のため、非課税期間の終了時に、特段の手続きなく、一般口座ではなく既存の特定口座へ移管できることとなります

(提供: 朝日税理士法人)

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、暗示にかかわらず内容の正確性、あるいは完全性については保証するものではありません。また、発行日現在の法令・関係規制等をもとに作成しておりますので、その後の改正等にご注意ください。なお、本資料は有価証券の取引その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。

いっしょに、明日のこと。
Share the Future



SMBC 日興証券

金融商品取引法第37条(広告等の規制)にかかる留意事項

本資料は、法制度/税務、自社株評価、相続/事業承継、株主対策/資本政策、オファリング、M&A/IPO、年金/保険等の諸制度に関する紹介や解説、また、これに関連するスキーム等の紹介や解説、及びその効果等に関する説明・検証等を行ったものであり、金融商品の取引その他の取引の勧誘を目的とした金融商品に関する説明資料ではありません。記載の内容に従って、お客様が実際にお取引をされた場合や実務を遂行された場合の手数料、報酬、費用、その他対価はお客様のご負担となります。なお、SMBC日興証券株式会社(以下「弊社」といいます。)がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。例えば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満株式を除く。)の場合は約定代金に対して最大1.242%(ただし、最低手数料5,400円)の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として、最大4.32%の申込手数料、最大4.5%の換金手数料又は信託財産留保額、間接的費用として、最大年率5.61%の信託報酬(又は運用管理費用)及びその他の費用等)をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、又は異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて弊社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率又は金額を記載しております。

本資料は、弊社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものであり、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もございます。さらに、本資料に記載の内容は、一般的な事項を記載したものに過ぎないため、お客様を取り巻くすべての状況に適合してその効果等が発揮されるものではありません。このため、本資料に記載の内容に従って、お客様が実際に取引をされた場合や実務を遂行された場合、その期待される効果等が得られないリスクもございます。なお、金融商品の取引その他の取引を行っていただく場合には、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等及び有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む。)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、又は元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。なお、信用取引又はデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます。)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客様の差入れた委託保証金又は証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます。)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格又は指標等の変動により損失の額がお客様の差入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。また、店頭デリバティブ取引については、弊社が表示する金融商品の売付けの価格と買付けの価格に差がある場合があります。上記の手数料等及びリスク等は商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書又はお客様向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは弊社各部店までお願いいたします。また、実際の取引等をご検討の際には、個別の提案書等をご覧いただいた上で、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き、及びお客様の個別の状況等に十分ご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

商号等：SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

(2017年2月1日現在)



SMBC日興証券

いっしょに、明日のこと。

Share the Future